

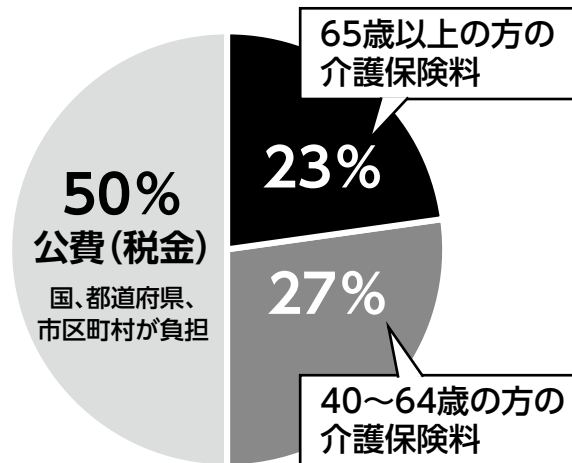


子ども雪国体験事業 in 栄村がスキー場で開催され、東京都の小学生60人が雪上運動会等を楽しみました。
詳細は、P9にも掲載しています。(令和7年2月22日撮影)



介護保険制度の財源について

今回は、介護給付費の財源についてお伝えします。



介護保険のサービスを利用した際の費用は、原則として1～3割を利用者が負担し、残額は介護給付費として支給されます。左の円グラフのように、この介護給付費の財源は50%を国・県・村が負担し、残りの50%は40歳以上の方が納める介護保険料で賄われています。40歳から64歳までの方（第2号被保険者）が27%、65歳以上の方（第1号被保険者）が23%賄う仕組みになっています。

40歳以上の方が納める介護保険料は、国・県・村の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源です。

40歳～64歳の方は、いつどのように介護保険料を支払っているかご存じですか？加入している健康保険の中に「介護保険分」が上乗せされ納めるようになっています。65歳に到達すると、上乗せされていた「介護保険分」がなくなり、医療保険とは別に介護保険へ加入し、「介護保険料」を納めていただくようになります。

介護保険は、社会全体で介護を支えていく制度です。これからも、制度のご理解とご協力をお願いします。

☎ 民生課 健康支援係 ☎0269-87-3301（直通）

健幸活動報告

●いきいきサロンについて●

村では元気に過ごせることを目指して冬季間でも安心して通え、運動や趣味活動を楽しめる場として、一般介護予防事業いきいきサロンを行っています。

介護保険サービスの利用が少ないと介護給付費の抑制につながり、介護保険料の引き上げを抑えることにもつながります。健康づくりや介護予防のため、様々な活動に参加してみたいはいかがでしょうか。

衰え（フレイル）予防3つの柱

- ◎栄養 ⇒ 美味しく食べよう！
- ◎運動 ⇒ 身体を動かそう！
- ◎社会参加 ⇒ 参加して楽しもう！



1月～3月の冬季間におよそ2週間に1度行っています。「雪も降ればお茶のみにもなかなか行かれない、ここに来ると話をしたり身体を動かしたりできていいわ」といった声も聞かれ、ワイワイのんびりと活動しています。まだ定員に余裕のある地区もありますので、希望の方は下記までお問合せください。

☎ 地域包括支援センター（民生課 健康支援係） ☎0269-87-3301（直通）

